

建設業労働災害防止規程の解説

令和5年12月

まえがき

建設業労働災害防止協会（＝建災防）は、労働災害防止団体法にもとづき設立され、建災防会員の自主的な安全衛生管理活動を進めていくことを定款の目的に定めています。

建災防の設立根拠となる労働災害防止団体法において、建災防は会員の自主的安全衛生規範となる「労働災害防止規程」を設定し、建災防会員はこれを順守することが定められております。

「労働災害防止規程」は、昭和41年の設定以来、建設工事をとりまく技術動向や安全衛生管理活動の動向を踏まえ、建災防会員の総意のもと、いくたびかの変更を重ね今日に至っています。

この間、建災防会員及び建設業関係者の労働災害防止活動の継続的な努力と、叡智を結集した取り組みにより、建設業における労働災害の発生は死傷災害、死亡災害ともに減少傾向にありましたが、この10年間でみると労働災害の減少が下げ止まり傾向にあり、未だ建設工事における痛ましい災害が発生しています。昨年は、労働安全衛生法が施行され50年の節目を迎えました。同法の施行後、労働災害の顕著な減少が図れましたが、第1条の目的に示されている職場における労働者の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成を促進させることを、建災防会員並びに建設業に関わるすべての関係者がより一層、安全衛生管理活動に努めていかなければなりません。

建災防とその会員は、安全衛生管理活動が充実するよう、平成30年から『建設業労働災害防止規程』の変更に着手し、令和5年6月の総代会において、会員の総意を得た変更案をまとめ、この内容について、労働災害防止団体法にもとづき、厚生労働大臣の変更認可を受けるべく申請を行ったところ、令和5年9月12日に「建設業労働災害防止規程」の変更認可がなされ、令和5年12月11日より適用となっています。

今般、変更された「建設業労働災害防止規程」については、建設工事を取り巻く環境の変化や、化学物質の自律的管理、足場関係、石綿関係、一人親方等への省令の改正などを踏まえ、各規定内容の適正化を図りました。また、国が策定した第14次労働災害防止計画及び国の5ヵ年計画を基に建災防が作成した第9次建設業労働災害防止5ヵ年計画の目標を達成させるために必要な内容も盛り込みました。この改正と、これら5ヵ年計画に合わせて、「建設業労働災害防止規程」の各規定の理解を深め、一層の周知と順守を促進するため、同規程の解説の改訂版をとりまとめました。

つきましては、建災防会員におかれては、本書を有効に活用されまして、建設業の労働災害を防止し、安全衛生水準の向上を図るようお願いいたします。

また、発注機関におかれては、建災防会員が取り組む「建設業労働災害防止規程」にもとづく労働災害防止活動及び安全衛生経費の必要性に理解と協力を賜りますようお願いいたします。

おわりに、すべての建設業工事関係者におかれましては、本書の活用による「建設業労働災害防止規程」の順守をお願いし、建設業における無事故無災害の達成に向け、ともに邁進されますようお願いいたします。

令和5年12月

建設業労働災害防止協会

目次

第1章 総則

(第1条－第3条).....	9
----------------	---

第2章 安全衛生管理体制等

第1節 安全衛生管理体制（第4条－第5条）.....	12
第2節 自主的な安全衛生活動への取組（第6条）.....	15
第3節 安全衛生教育（第7条－第8条）.....	23
第4節 快適な職場環境の形成（第9条）.....	27

第3章 墜落による危険の防止

第1節 通則（第10条－第19条）.....	29
第2節 開口部等からの墜落による危険の防止（第20条－第22条）.....	44
第3節 足場からの墜落による危険の防止（第23条－第29条）.....	47
第4節 スレート等の屋根からの墜落による危険の防止（第30条－第34条）.....	62
第5節 木造家屋等の低層住宅建築工事における墜落による危険の防止（第35条）.....	67

第4章 電気による危険の防止

第1節 通則（第36条－第39条）.....	69
第2節 高圧架空電線等の活線近接作業における感電による危険の防止（第40条－第43条）.....	74
第3節 電気機械器具等（第44条－第46条）.....	80

第5章 地山の崩壊等による危険の防止

第1節 通則（第47条－第52条）.....	85
第2節 土止め支保工（第53条－第56条）.....	92
第3節 掘削面の点検等（第57条－第59条）.....	98
第4節 ずい道等の掘削（第60条－第64条）.....	103

第6章 車両系建設機械、高所作業車、クレーン、移動式クレーン等による危険の防止

第1節 通則（第65条）.....	112
第2節 車両系建設機械による危険の防止（第66条－第78条）.....	114
第3節 高所作業車による危険の防止（第79条－第87条）.....	133
第4節 クレーンによる危険の防止（第88条－第93条）.....	144
第5節 移動式クレーンによる危険の防止（第94条－第101条）.....	155
第6節 玉掛け作業による危険の防止（第102条－第105条）.....	169

第7章 木材加工用機械による危険の防止

(第106条－第111条).....	178
--------------------	-----

第8章 型枠支保工、足場等の倒壊等による危険の防止

第1節 通 則（第112条－第113条）	186
第2節 型枠支保工の倒壊による危険の防止（第114条－第119条）	188
第3節 足場の倒壊による危険の防止（第120条－第126条）	196
第4節 鉄筋コンクリート(RC)造・鉄骨(S)造・鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)造の工作物の解体 又は破壊等による危険の防止（第127条－第134条）	206
第5節 飛来・落下による危険の防止（第135条－第138条）	215

第9章 その他の災害防止対策

第1節 通 則（第139条）	221
第2節 交通労働災害防止対策（第140条－第143条）	222
第3節 土石流対策（第144条－第148条）	226
第4節 爆発・火災対策（第149条－第150条）	233
第5節 緊急時の対応（第150条の2－第150条の4）	236

第10章 有害物及び有害環境による健康障害の防止

第1節 通 則（第151条）	240
第2節 石綿による健康障害の防止（第152条－第161条）	241
第3節 粉じんによる健康障害の防止（第162条－第165条）	265
第4節 化学物質による健康障害の防止（第166条－第170条）	271
第5節 酸素欠乏等の危険の防止（第171条－第174条）	315
第6節 振動による健康障害の防止（第175条）	320
第7節 その他の健康障害の防止（第176条－第178条）	321

第11章 健康の保持増進等

第1節 通 則（第179条）	327
第2節 一般健康診断等（第180条－第181条）	328
第3節 心理的な負担の程度を把握するための検査等（第181条の2－第181条の3）	332
第4節 健康の保持増進対策等（第182条－第183条）	336

第12章 建設業附属寄宿舍における火災の防止

（第184条）	342
---------	-----

第13章 実施を確保するための措置

（第185条－第186条）	344
附 則	347

参考 建災防統一安全標識	349
--------------	-----